3　贈与の供与期限　平成二十六年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　村田優久夫在ブルキナファソ臨時代理大使

ブルキナファソ側　ベドゥマ・アラン・ヨダ国務大臣兼外務・域内協力大臣

平成二十一年七月二十一日

外務大臣　中曽根弘文

○財務省・農林水産省告示第十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二十一日

財務大臣　与謝野　馨

農林水産大臣　石破　茂

一中「年一分八厘」を「年一分七厘」に、「年一分九厘五毛」を「年一分八厘五毛」に、「年二分九厘五毛」を「年二分八厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年一分五厘
七年を超え八年以下	年一分五厘五毛
八年を超え九年以下	年一分六厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分七厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分八厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分九厘五毛
十三年を超え十五年以下	年二分五毛
十五年を超え十六年以下	年二分一厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分二厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年九厘
七年を超え八年以下	年九厘五毛
八年を超え九年以下	年一分五毛
九年を超え十一年以下	年一分一厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分二厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分三厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分四厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分五厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分六厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分七厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十六号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二十一日

財務大臣　与謝野　馨

農林水産大臣　石破　茂

「年三・〇五パーセント」を「年二・九五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十七号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二十一日

財務大臣　与謝野　馨

農林水産大臣　石破　茂

「年三・〇五パーセント」を「年二・九五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百六十七号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二十一日

農林水産大臣　石破　茂

「年一分八厘」を「年一分七厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第二百四十四号

日本工業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第六号）第二条第一項第一号から第四号まで及び第二項第二号から第五号まで、第十条第一項並びに第十一条第一項第一号及び第三号の規定に基づき、これらの規定による鉱工業品又はその加工技術、製造設備又は加工設備、検査設備、検査方法、事項、製品試験、品質管理体制の審査、鉱工業品及び数（平成十七年経済産業省告示第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二十一日

経済産業大臣　二階　俊博

第九号中「及び2の欄」を削る。

別表の三の項の2の欄中「日本工業規格Q1012の12．1．2」を削る。

別表の一の項の3の欄中「日本工業規格G3112」の下に「、日本工業規格G3114」を、「日本工業規格G3136」の下に「、日本工業規格G3140」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第二百四十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月二十一日

経済産業大臣　二階　俊博

登録番号	氏名
406891	橋本　忍
406892	船木　淳
406893	初瀬　正見
406894	中村　淳
406895	長尾　辰彦
406896	橋本　和浩
406897	杉山　弘城

○経済産業省告示第二百四十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十一年七月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月二十一日

経済産業大臣　二階　俊博

登録番号	（変更前）	（変更後）
106895	廣田　敦	廣田　誠
210540	高坂	高坂

○経済産業省告示第二百四十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月二十一日

経済産業大臣　二階　俊博

登録番号	氏名
204902	大洞　浩